

## 双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の決定（双葉町）

都市計画中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり決定する。

名 称		中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置		双葉郡双葉町大字中野字宮ノ脇、高田、谷地前、江又、深町、竹ノ花、館ノ内、塚ノ前、堂ノ前及び原田					
面 積		約 49.6 ha					
位置及び規模	特定公益的・特定業務施設	約 3.5 ha	備考	交流施設、産業、研究、業務施設等を配置する。			
	特定業務施設	約 34.4 ha		産業、研究、業務施設等を配置する。			
	特定公共施設	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
			幹線道路	—	14m	約 770m	(仮称) 県道長塚請戸浪江線バイパス
			区画道路	—	12~8m	約 5,260m	
		地区を横断する（仮称）県道長塚請戸浪江線バイパスを主要な動線とし、区画道路（12m~8m）を配置する。					
その他の公共施設	下水道 ①雨水：調整池を経由して排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し排水路へ放流する。 水 路 約 0.8ha 上水道 双葉地方水道企業団により供給する。						
小 計	約 11.7 ha						

「区域は計画図表示のとおり」

### 理由

本地区は、原子力災害対策特別措置法の規定により全域が避難指示区域となっている双葉町の中で、除染特別地域内の除染実施計画に基づく除染が完了している避難指示解除準備区域内にあり、避難指示が解除されたのち、地域経済の再建のための拠点となる市街地を形成し、双葉町の円滑かつ迅速な復興及び再生を先導するため、本書のとおり、一団地の復興再生拠点市街地形成施設を決定するものです。

### 都市計画の決定に係る土地の区域

#### 1 新たに都市計画を決定する土地の区域

福島県双葉郡双葉町のうち

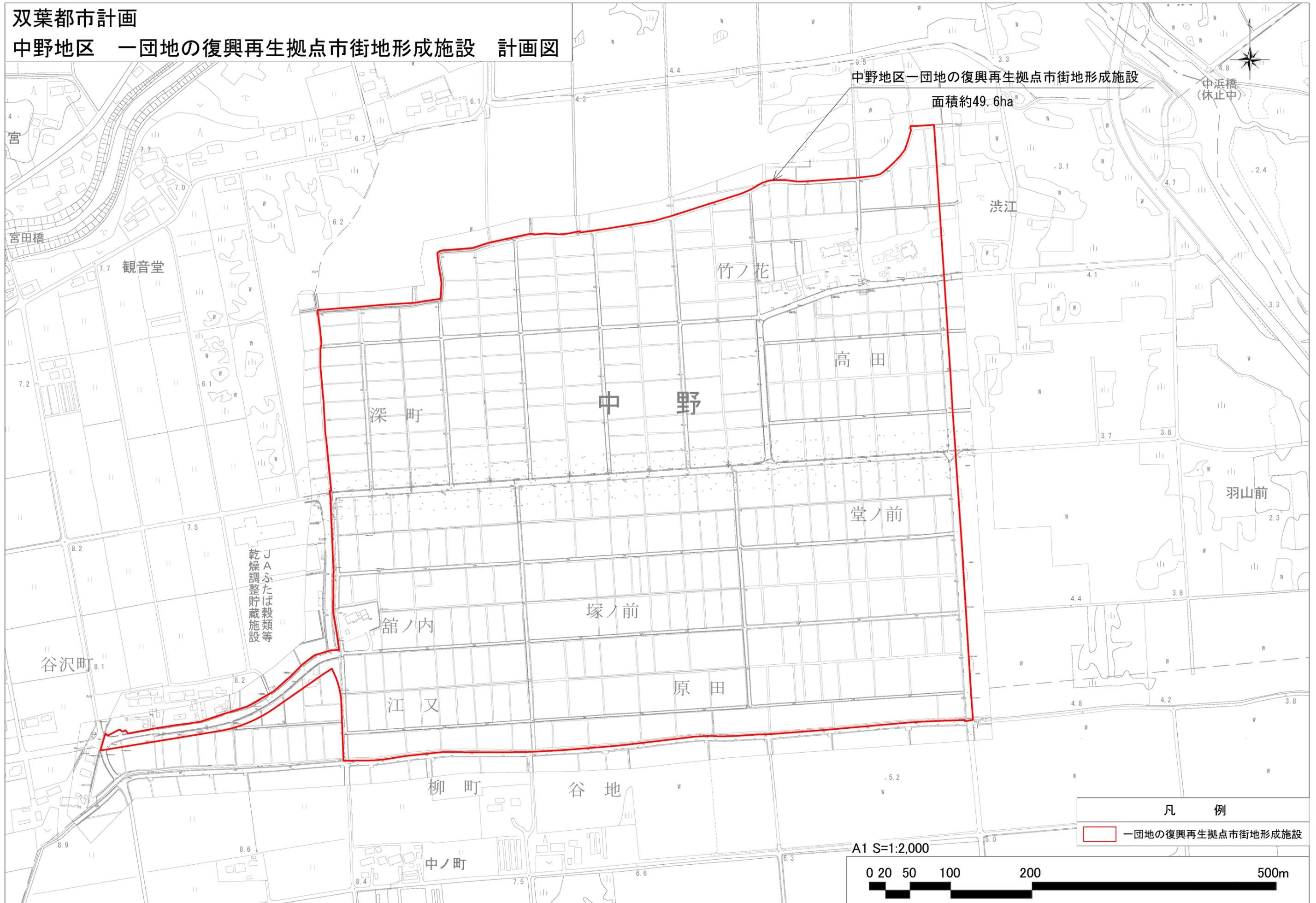
大字中野字宮ノ脇、高田、谷地前及び江又の各一部の区域

大字中野字深町、竹ノ花、館ノ内、塚ノ前、堂ノ前及び原田の全部の区域



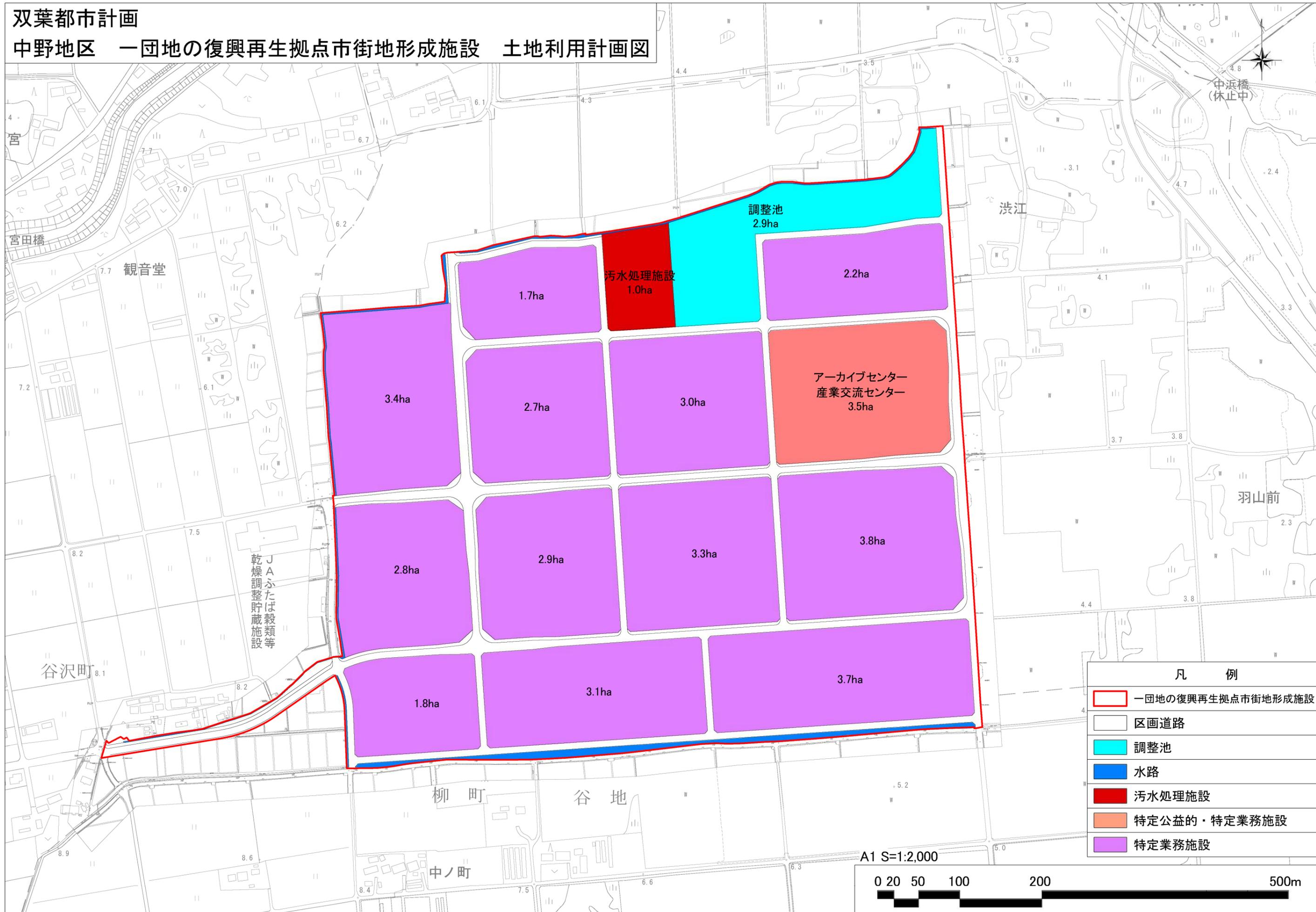
# 双葉都市計画

## 中野地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 計画図



# 双葉都市計画

## 中野地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 土地利用計画図



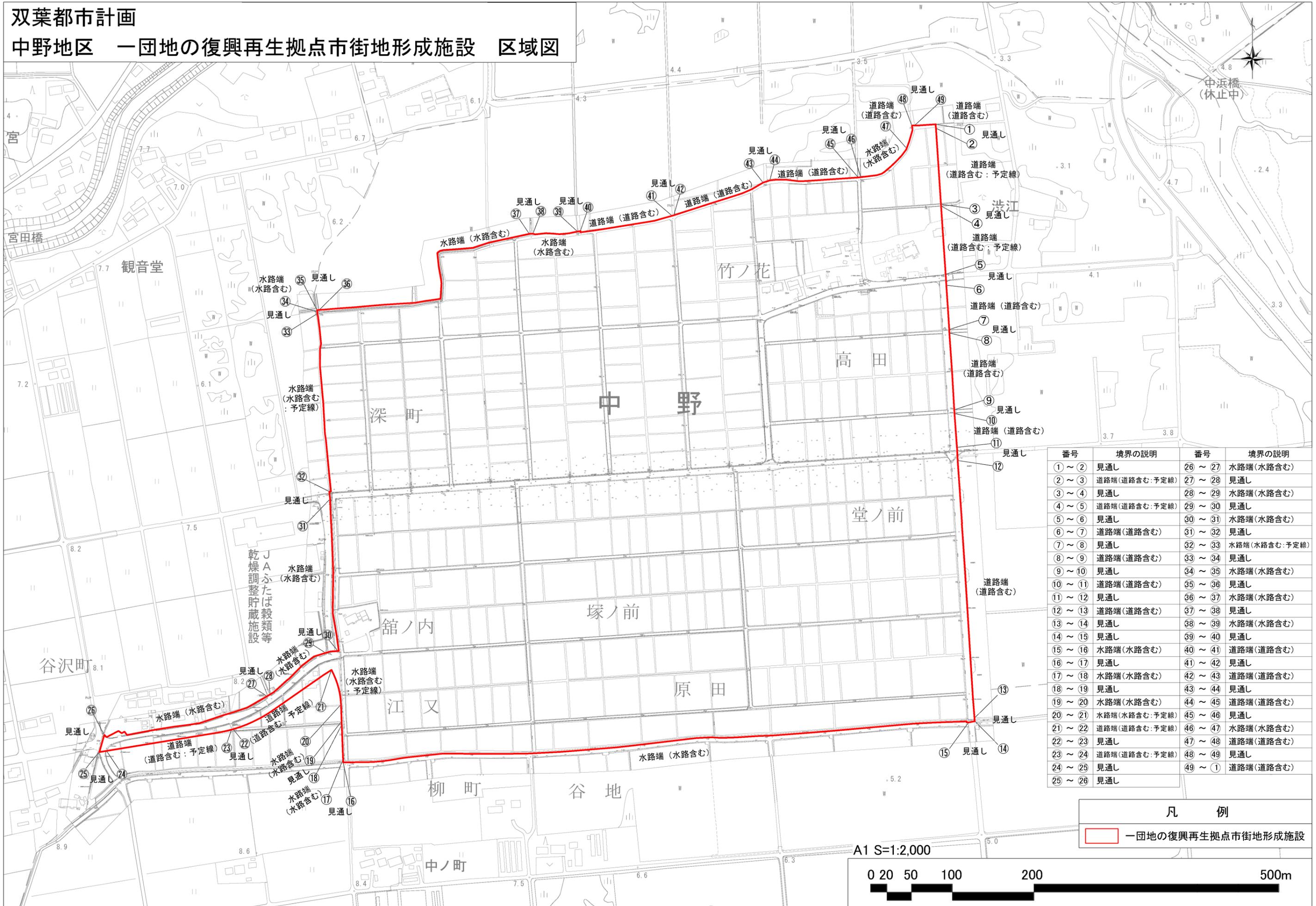
凡 例	
	一団地の復興再生拠点市街地形成施設
	区画道路
	調整池
	水路
	污水处理施設
	特定公益的・特定業務施設
	特定業務施設

A1 S=1:2,000



# 双葉都市計画

## 中野地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 区域図



番号	境界の説明	番号	境界の説明
①～②	見通し	26～27	水路端(水路含む)
②～③	道路端(道路含む:予定線)	27～28	見通し
③～④	見通し	28～29	水路端(水路含む)
④～⑤	道路端(道路含む:予定線)	29～30	見通し
⑤～⑥	見通し	30～31	水路端(水路含む)
⑥～⑦	道路端(道路含む)	31～32	見通し
⑦～⑧	見通し	32～33	水路端(水路含む:予定線)
⑧～⑨	道路端(道路含む)	33～34	見通し
⑨～10	見通し	34～35	水路端(水路含む)
10～11	道路端(道路含む)	35～36	見通し
11～12	見通し	36～37	水路端(水路含む)
12～13	道路端(道路含む)	37～38	見通し
13～14	見通し	38～39	水路端(水路含む)
14～15	見通し	39～40	見通し
15～16	水路端(水路含む)	40～41	道路端(道路含む)
16～17	見通し	41～42	見通し
17～18	水路端(水路含む)	42～43	道路端(道路含む)
18～19	見通し	43～44	見通し
19～20	水路端(水路含む)	44～45	道路端(道路含む)
20～21	水路端(水路含む:予定線)	45～46	見通し
21～22	道路端(道路含む:予定線)	46～47	水路端(水路含む)
22～23	見通し	47～48	道路端(道路含む)
23～24	道路端(道路含む:予定線)	48～49	見通し
24～25	見通し	49～①	道路端(道路含む)
25～26	見通し		

凡 例  
 一団地の復興再生拠点市街地形成施設

A1 S=1:2,000



